

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- ・ 自ら居住する市内の住宅に新たにシステムを購入し設置する又は自らが居住する目的でシステム付建売住宅を購入する
- ・ 実績報告書の提出時に安城市内に居住し住民基本台帳に記録されていて、電気事業者と電灯契約をしている
- ・ 安城市税を滞納していない
- ・ 暴力団員でない
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない
- ・ 実績報告期限（完了日から3か月後の末日もしくは令和7年3月7日（金）のいずれか早い方）までに工事・引渡し完了し、そこに居住し、実績報告書類を提出できる

※期限日が市役所の閉庁日の場合は直前の開庁日が期限です。

※同一年度において1世帯につき1回限りの申請とします。2世帯住宅等、同一の住所で別世帯として申請する場合、世帯が分かれていることの証明が必要になります。

※店舗等との併用住宅も対象ですが、自らの居住部分でのみ使用されるものが補助対象となります。

補助対象システム・補助金額

※愛知県からの補助金額が含まれています。

・ 一体的導入（太陽光+蓄電池+HEMS）	210,000円
・ 一体的導入（太陽光+充給電+HEMS）	110,000円
・ 家庭用燃料電池システム	50,000円
・ 家庭用燃料電池システム （くらしカーボンニュートラルクラブ入会）	55,000円
・ 家庭用リチウムイオン蓄電池システム	150,000円
・ 住宅用次世代自動車充給電システム	50,000円
・ HEMS	10,000円



※補助対象経費が補助金額未満の場合は補助対象となりません。

住宅用太陽光発電システム

※全てに該当することが必要です。

- ・ 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの（自己所有のみ）
- ・ 電気事業者と契約を締結しているもの
- ・ 住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りて連系しているもの
- ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満で未使用品。増設等の場合は、既設分を含めて1kW以上10kW未満。
- ・ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの
- ・ 家庭用リチウムイオン蓄電池システムまたは住宅用次世代自動車充給電システムとHEMSを同時に設置するもの（一体的導入）

家庭用燃料電池システム

※全てに該当することが必要です。

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
 - 未使用品
- 〔 対象となる機器は「エネファーム」です。
「エコキュート」「エコジョーズ」「エコウィル」などは補助対象外です。 〕

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

※全てに該当することが必要です。

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
 - 未使用品
 - 一体的導入または実績を報告する時点において①、②のいずれかが設置されていること
- ①住宅用太陽光発電システム
- a. J E T相当の認証を受けているもの
 - b. 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの
- ②家庭用燃料電池システム
- a. 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの

住宅用次世代自動車充給電システム

※全てに該当することが必要です。

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
 - 未使用品
 - 一体的導入または実績を報告する時点において①、②のいずれかが設置されていること
- ①住宅用太陽光発電システム
- a. J E T相当の認証を受けているもの
 - b. 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの
- ②家庭用燃料電池システム
- a. 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
- 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電及びそれらから分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの、燃料電池自動車から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもののいずれかに該当するもの
- 〔 住宅から車への充電だけでなく、車から住宅へ電力が供給できるものが対象です。 〕

HEMS

※全てに該当することが必要です。

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの
- 未使用品
- 一体的導入または実績を報告する時点において①、②のいずれかが設置されていること
 - ①住宅用太陽光発電システム
 - a. JET相当の認証を受けているもの
 - b. 発電した電力を自らが居住する住宅で使用するもの
 - ②家庭用燃料電池システム
 - a. 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されたもの

ウェブサイトに記載されている補助対象機器一覧を確認の上、ご提出ください。

(ホーム>暮らす>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)

一覧に登録のない機器でも、補助対象機器の要件を全て満たすものについては、補助対象となりますが、「家庭用エネルギー管理システム（HEMS）対象要件適合状況報告書」と根拠書類の提出が必要です。

補助対象経費

補助対象システム	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム※ ¹	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ、系統連係保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力計、配線・配管器具の購入及び設置に要する費用	5万円
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等）、配線（配線器具を含む。）又は配管（配管器具を含む。）の購入及び設置（付随する工事を含む。）に要する費用	5万円 または 5万5千円 ※ ²
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの購入及び設置に要する費用	15万円
住宅用次世代自動車充給電システム	当該補助対象設備の購入及び設置に要する費用	5万円
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線（配線器具を含む。）の購入及び設置（付随する工事を含む。）に要する費用	1万円

※¹住宅用太陽光発電システムは、家庭用リチウムイオン蓄電池システム又は住宅用次世代自動車充給電システム及びHEMSと同時に設置する場合にのみ補助金の交付対象となります。

※²都市ガスに接続し、くらしカーボンニュートラルクラブに入会する場合は5万5千円とします。クラブについては別紙チラシをご参照ください。